

記事提供：日本年金機構 年金事務所
全国健康保険協会 茨城支部

発行：一般財団法人 茨城県社会保険協会
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F
TEL.029-226-8005

社会保険 いばらき

10

育児休業期間中は保険料が免除されます

2013 October
NO.423

- 出産手当金のご案内
- 11月は「ねんきん月間」です



「筑波山と彼岸花」（撮影・つくば市）：日本写真家協会員 藤井 正夫

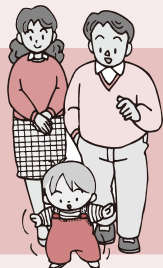
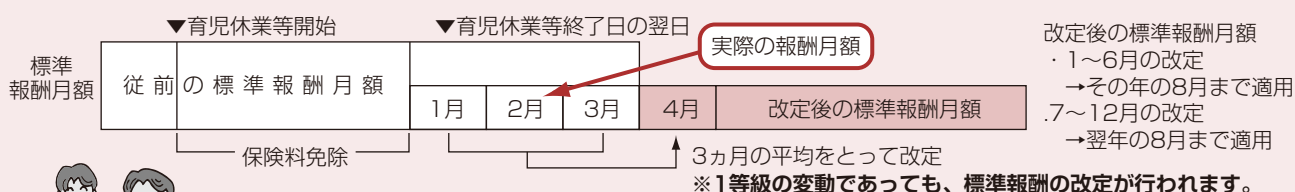
職場内で回覧しましょう

② 育児休業等の終了時には標準報酬の改定が行えます

被保険者が、育児・介護休業法による育児休業期間（育児休業に準ずる制度による休業期間も含みます）を終了し、職場に復帰した際に、時間短縮や所定外労働をしないことで、賃金が休業前より変動することがあります。このような場合に、育児休業等終了時（職場復帰後も引き続き育児休業にかかる子を養育し、かつ、その子が3歳未満である場合）による標準報酬月額の変動を申し出ることができます。

育児休業等終了時改定の申出

事業所の事業主を経由して「育児休業等終了時報酬月額変更届」を提出することで、育児休業等の終了日の翌日の属する月以後3ヵ月間の報酬月額の平均によって標準報酬月額が改定されます。改定された標準報酬月額は、その育児休業等の終了日の翌日から起算して2ヵ月を経過した日の属する月の翌月（育児休業等終了日の翌日が属する月から4ヵ月目）から適用されます。



育児休業等終了時報酬月額変更に応ずる人とは？

- ・育児休業終了日に3歳未満の子を養育していること
- ・育児休業終了日の翌日が属する月以後3ヶ月間に支払われた報酬（給料）の支払基礎日数が17日以上のある月があること（17日以上のある月が1ヶ月であってもかまいません。）

③ 3歳未満のお子さんを養育されている方に標準報酬月額の特例（みなし措置）があります

3歳未満のお子さんを養育している方の標準報酬月額が、その養育期間中、養育を始める前の標準報酬月額（従前標準報酬月額）を下回る場合には、被保険者の申出に基づき、従前標準報酬月額をその期間の標準報酬月額とみなして年金額を計算します。保険料は、実際の標準報酬月額に応じた額をご負担いただきます。この特例は、養育期間中の報酬の低下が、将来の年金額に影響しないように導入されたものです。

従前標準報酬月額とは、養育開始月の前月の標準報酬月額をさします。養育開始月の前月に厚生年金保険の被保険者でない場合には、その月前1年以内の直近の標準報酬月額が従前標準報酬月額となります。（その月前1年以内に厚生年金保険の被保険者期間がない場合には、みなし措置をうけていただくことはできません。）

なお、標準報酬月額の特例は、厚生年金保険のみが対象となり、健康保険については、特例がありませんので実際の標準報酬月額に基づく保険給付が行われます。

みなし措置を受けていただける期間は3歳未満の子の養育開始月から、3歳の誕生月の前月までです。

※この申出書には、①子の生年月日および子と申出者との身分関係を明らかにすることができる書類（市区町村長の証明書または子の戸籍抄本）と②申出者がその子を養育することとなった日を証する書類（住民票（写）等）の添付が必要です。

※申出日より前の期間については、申出月の前月までの2年間に限りみなし措置が認められることとなりますので、ご注意ください。

詳しくは、お近くの年金事務所（厚生年金適用調査課）にお問い合わせください。

① 育児休業期間中は保険料が免除されます

「育児休業・介護保険休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」による満3歳未満のお子さんを養育するための育児休業期間の健康保険・厚生年金保険の保険料は、事業主の申し出により免除されます。

なお、免除期間中も被保険者の資格に変更はありませんので、保険証はそのままご使用いただけます。

具体例

育児休業の開始日が平成25年11月27日、子が1歳に達する日（育児休業終了の日）が平成26年9月30日の場合



保険料免除期間

育児休業等開始日の属する月(平成25年11月)から育児休業等終了日の翌日(平成26年10月1日)の属する月の前月(平成26年9月)まで

● 育児休業等取得者申出書

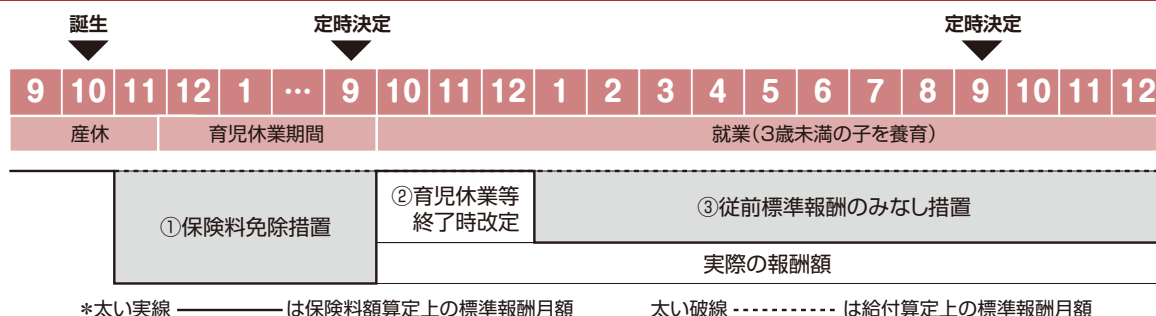
育児休業期間が当初の予定よりも早く終了したときには、「健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者終了届」の提出が必要になります。予定通りに育児休業を終了された場合には、お届けの必要はありません。

育児休業等取得者の申出は「1歳未満の子を養育する為の育児休業」「保育所待機等特別な事情がある場合の1歳6ヵ月に達するまでの育児休業」、「1歳から3歳に達するまでの子を養育するための育児休業に準ずる休業」の各休業期間において、それぞれ申出が必要となります。

ご注意ください

- ※労働基準法で定められている産後休業期間は、育児休業等の期間とはならないため、保険料をご負担いただく必要があります。
- ※保険料免除期間中に賞与が支給された場合は、賞与にかかる保険料も免除されますが、賞与支払届の提出は必要です。

育児休業に関する保険料と給付のイメージ図



*太い実線 ————— は保険料額算定上の標準報酬月額

太い破線 - - - - - は給付算定上の標準報酬月額

申請方法は？

「出産手当金支給申請書」に医師または助産師の意見を受けて、加入者ご本人様をご記入ください。事業主に証明を受け、以下の【添付書類】を添付のうえ、ご加入いただいている協会けんぽ各支部へご提出ください。

【添付書類】

- ① 「申請期間＋申請期間 1 ヶ月前」にかかる出勤簿(タイムカード)の写し
- ② 「申請期間＋申請期間 1 ヶ月前」にかかる賃金台帳(給与明細)の写し
- ③ 役員等で出勤簿や賃金台帳を作成していない場合は議事録の写し

初回申請の場合は①②は必ず添付してください。2 回目以降の申請で給与の支払いがある月分の申請の際には該当月の出勤簿、賃金台帳の写しを添付くださいますようご協力をお願いいたします。



出勤簿や賃金台帳の写しは給料の締め日が過ぎてからのものを添付ください。

出産により退職した後に出産手当金は受けられるの？

次のすべての条件を満たしていれば、退職後も継続して出産手当金を申請することができます。

条件

- ① 退職日において出勤していないこと
- ② 1 年以上継続して被保険者期間があること
- ③ 退職日において出産手当金を受けているか、支給を受ける条件を満たしていること（出産日、「出産予定年月日より遅れた場合は出産予定年月日」前 42 日～出産日後 56 日）

いつまでに申請すればいいの？

健康保険の現金給付を受ける権利は「2 年間」で時効となり、消滅してしまいます。お早めにご申請をお願いします。



協会けんぽ茨城支部は、申請書の**郵送化**を推進しております。ぜひ、郵送による申請にご協力をお願い致します。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

☎029-303-1582 (業務グループ)

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

出産手当金のご案内



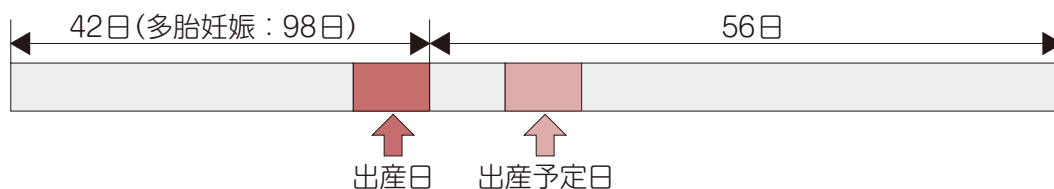
出産手当金とは？

出産のために仕事を休み、給与の支払いを受けなかったときに、支給対象となります。

請求可能な期間は？

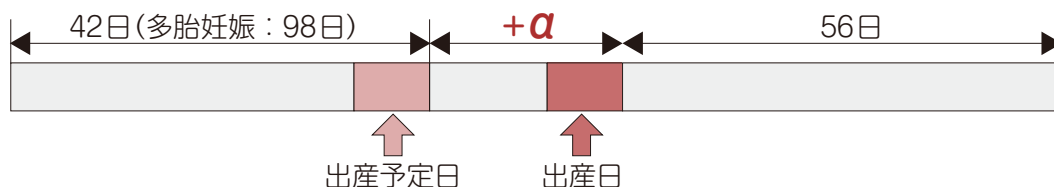
出産日以前 42 日(多胎児の場合は 98 日)から出産日後 56 日までの範囲内で休んだ期間です。
出産が出産予定日より遅れた場合、出産予定日より 42 日となります。

【出産が予定年月日より早まった場合】



請求可能期間：42日(多胎妊娠なら98日) + 56日

【出産が予定年月日より遅れた場合】



請求可能期間：42日(多胎妊娠なら98日) + a 日 + 56日

いくらもらえるの？

出産手当金の支給額の計算式(1円未満は四捨五入)

$$\text{支給額(総計)} = \text{標準報酬日額}^{\ast 1} \times \text{3分の2} \times \text{支給日数}$$

【例】 標準報酬月額^{※2}：126,000円 支給日数：98日の場合
標準報酬日額^{※1} = 126,000円 ÷ 30 = 4,200円

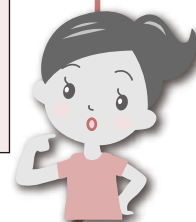
$$\text{支給額(総計)} = 4,200\text{円} \times \text{3分の2} \times 98\text{日} = 274,400\text{円}$$

274,400円が支給されます

※1 標準報酬月額を30で割った額(10円未満は四捨五入)

※2 日本年金機構のデータで登録されている給与の月額

- 事業主から給与の支払いを受けた場合は出産手当金の支給額が調整されます。
- 出産手当金と傷病手当金の両方を請求可能な場合は、出産手当金が優先し、傷病手当金は受けられません。既に傷病手当金を受給されている場合は内払いとみなします。



年金相談予約のご案内

待ち時間を解消するため年金相談時間の予約をお受けいたします

年金相談にお越しの際は、年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、振込通知書など本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。

また、代理の方が相談に来られる際には、委任状と代理人の方の身分を確認できるものとして(運転免許証・パスポート・写真付住民基本台帳カード等)が必要となります。

ご持参をいただく物としては、各年金事務所にお尋ねください。

予約の申込方法

○1ヵ月前から前日まで、電話で予約を受け付けいたします。ご希望の日時をご指定ください。

※他のお客さんと重複する時は、日時についてご相談させていただく場合もありますのであらかじめご了承ください。

○予約申込の受付は、年金事務所 お客さま相談室となります。

水戸北 ☎029-231-2282 下 館 ☎0296-25-0834
水戸南 ☎029-227-3253 日 立 ☎0294-24-2193
土 浦 ☎029-824-7169

11月は「ねんきん月間」です

国民年金保険料を納めましょう

納めた保険料は全額「社会保険料控除」の対象となります

電話での年金相談窓口

間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

一般的な年金相談に関するお問い合わせ
(東日本大震災で被災された方のお問い合わせもお受けいたします)

「ねんきんダイヤル」

0570-05-1165(ナビダイヤル)

050または070から始まる電話でおかけになる場合は

03-6700-1165(一般電話)

受付時間：月 曜 日 午前8：30～午後7：00

火～金曜日 午前8：30～午後5：15

第2土曜日 午前9：30～午後4：00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7：00まで相談をお受けします。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

「国民年金保険料後納制度(保険料の納付の延長)」
に関するお問い合わせ

「国民年金保険料専用ダイヤル」

0570-011-050(ナビダイヤル)

050または070から始まる電話でおかけになる場合は

03-6731-2015(一般電話)

受付時間：月 曜 日 午前8：30～午後7：00

火～金曜日 午前8：30～午後5：15

第2土曜日 午前9：30～午後4：00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7：00まで相談をお受けします。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

「ねんきん定期便」、「ねんきんネット」、「ねんきん特別便」及び
「厚生年金加入記録のお知らせ」に関するお問い合わせ

「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」

0570-058-555(ナビダイヤル)

050または070から始まる電話でおかけになる場合は

03-6700-1144(一般電話)

受付時間：月～金曜日 午前9：00～午後8：00

第2土曜日 午前9：00～午後5：00

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

ご利用いただける電話の種類

各ダイヤルの電話番号	固定電話	携帯電話	PHS・IP電話	海外から
ナビダイヤル	○ 市内通話料金 お客様負担	○ 通話料全額 お客様負担	× (一部通話可)	×
一般電話 (通話料全額お客様負担)	○	○	○	○

ご利用にあたってご留意いただきたいこと

- ・ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、**一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金**がかかります。
- ・「03-6700-1165」「03-6700-1144」「03-6731-2015」の一般電話におかけになる場合は、**通常の通話料金**がかかります。
- ・「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いのないようご注意ください。
- ・月曜日など休日明けやお客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半はつながりやすくなりますので、どうぞご利用ください。
- ・ご相談の内容は、日本年金機構業務の運営管理及びサービス向上などの観点から、録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。
- ・お問い合わせの際には、基礎年金番号又は年金証書番号をお知らせください。
- ・オンライン端末の稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますのでご了承ください。
- ・自動音声応答の番号及び内容は追加・変更される場合があります。